

【入札公告】

自動販売機の設置場所貸付に係る一般競争入札の実施

令和8年2月6日

男鹿警察署長 高橋 寿

次のとおり男鹿警察署に飲料水自動販売機を設置する事業者を一般競争入札により決定するので、公告する。

1 入札に付する事項

- (1) 飲料水自動販売機の設置場所貸付
- (2) 設置場所、設置台数及び貸付面積

所在地	貸付箇所	台数	位置図	貸付面積
男鹿市船川港船川字新浜町1番地4	物件番号ー1 犯罪被害者支援 募金付飲料水自 動販売機 (庁舎1階入口)	1台	別紙「自動 販売機設置 位置図」の とおり	1.53㎡

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

- (3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（自動更新なし）

2 契約条項を示す場所及び日時

秋田県警（男鹿警察署）ホームページへの掲載による

3 入札参加申込期間及び提出場所

- (1) 提出期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月24日（火）までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

- (2) 提出場所

〒010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町1番地4
男鹿警察署 会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 場所

男鹿市船川港船川字新浜町1番地4 男鹿警察署 3階会議室

- (2) 日時

令和8年3月6日（金） 午後2時

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有していること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、国又は地方公共団体の貸付者より、契約義務違反による契約解除を申し渡された者でないこと。
- (7) 秋田県税を滞納していないこと。
- (8) 落札者決定の後、（公社）秋田被害者支援センターと犯罪被害者支援募金に係る協定を結ぶことができる者であること。

6 入札保証金及び契約保証金 免除とする

7 募集要項、入札参加申込書等 秋田県警（男鹿警察署）ホームページへの掲載による

8 問い合わせ先

〒010-0511

男鹿市船川港船川字新浜町1番地4

男鹿警察署 会計課

TEL：0185-23-2233

FAX：同上

E-mail：k12057@mail2.pref.akita.lg.jp

別紙

自動販売機設置位置図

